

病院に勤務する救急救命士に対する東京都MC協議会の取り組み

東京都メディカルコントロール協議会

(日本体育大学大学院保健医療学研究科)

横 田 裕 行

講演に際して関連する企業等のCOIはありません

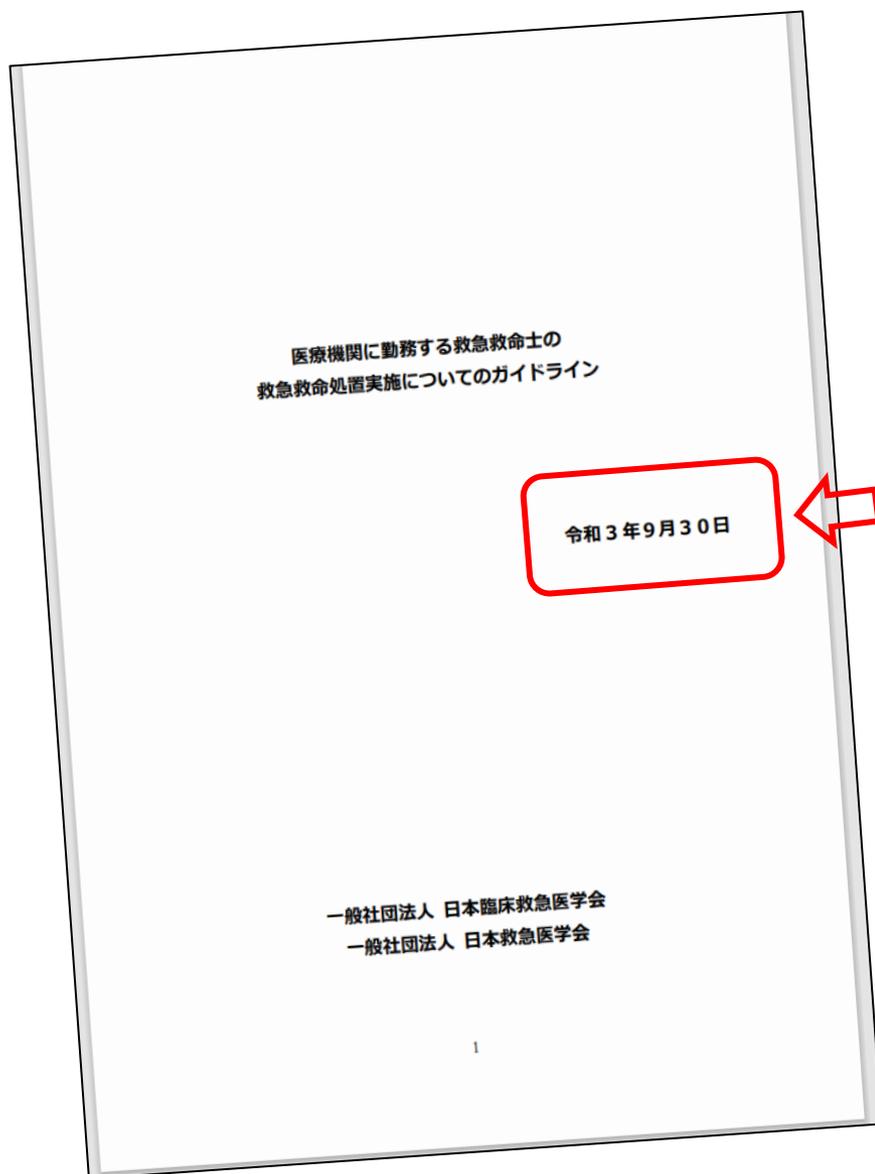
東京都メディカルコントロール協議会

(日本体育大学大学院保健医療学研究科)

横 田 裕 行

救急救命士法の一部改正

- 令和3年5月21日 “良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律” が成立し、同10月1日に施行された。
- その結果、救急救命士による救急救命処置の実施の場が「重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し、当該病院または診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院または診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間）」に拡大された。
- この法律改正によって、医療機関に勤務する救急救命士はそのための研修、**医療機関には研修体制整備**が求められることになった。



日本救急医学会と日本臨床救急医学会が「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」を作成（令和3年9月30日、本ガイドラインは同年10月11日に一部修正されましたが、内容に関しては変更はありません）。

医療機関に勤務する救急救命士の資質及び業務の質の担保を目的とした取組や、**院内研修の内容について具体的に検討する際は、このガイドラインを参考にすべきと厚生労働省医政局地域医療計画課長付けの通知を出しています。**

医政地発0930第1号
令和3年9月30日



各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

良質
医療
伴う

第2 関係学会が作成するガイドラインについて

関係学会が作成するガイドラインについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(救急救命士法関係)」(令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知)において、当該ガイドラインが策定され次第周知する旨お示ししたところである。

今般、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において、別添2のとおり「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン」が策定されたので、救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容について、具体的に検討する際は、当該ガイドラインを参考とされたいこと。

以上

都道府県MC協議会の認定が必要な救急救命処置

《認定を要する救急救命処置》

- 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する気管内チューブによる気道確保
- 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保

- 心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（エピネフリン）投与
- 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与



対象外

- 心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（エピネフリン）投与を行おうとする平成18年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第30回以降）の合格者
- 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与を行おうとする平成27年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第39回以降）の合格者

病院に勤務する救急救命士に対する救急救命処置の認定
東京メディカルコントロール協議会の場合

病院に勤務する救急救命士に対する東京都MC協議会の取り組み

新たな専門委員会の設置(要綱改正)

東京都MC協議会専門委員会運営要綱を改正し、「病院に勤務する救急救命士の救急救命処置の認定に関する委員会」を新たに設置

新	旧
<p>(専門委員会の設置)</p> <p>第2条 東京都メディカルコントロール協議会(以下「協議会」という。)に、次の専門委員会を設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する委員会</u></p> <p>2～5(略)</p> <p>6 <u>医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する委員会は、医療機関に勤務する救急救命士が必要とされる救急救命処置の認定に関することを協議する。</u></p> <p><u>なお、認定に関する要領は別に定める。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第4条 事後検証委員会<u>及び医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する委員会</u>は四半期毎、指示指導医委員会は年1回、その他の専門委員会は委員長が会長と協議の上招集する。</p>	<p>(専門委員会の設置)</p> <p>第2条 東京都メディカルコントロール協議会(以下「協議会」という。)に、次の専門委員会を設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 新設</p> <p>2～5(略)</p> <p>6 新設</p> <p>(招集)</p> <p>第4条 事後検証委員会は四半期毎、指示指導医委員会は年1回、その他の専門委員会は委員長が会長と協議の上招集する。</p>

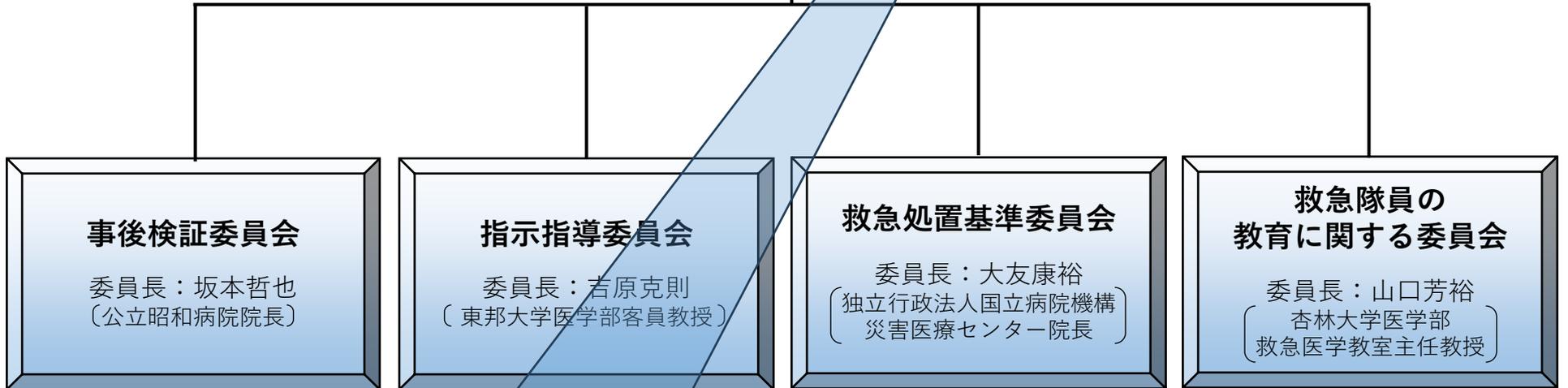
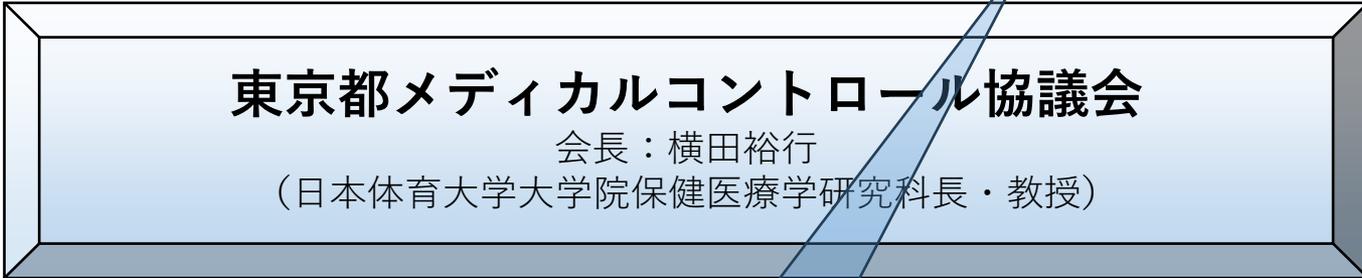
既存の4つの委員会に加え、本件を審査する新たな委員会を設置

従来の都MC協議会体制

病院に勤務する救急救命士に対する東京都MC協議会の取り組み

東京都メディカルコントロール協議会

- 東京都MC協議会は、東京都の附属機関として位置付け
- 事務局を東京都総務局、保健医療局、東京消防庁の三者で協同し、**会の庶務は東京消防庁**

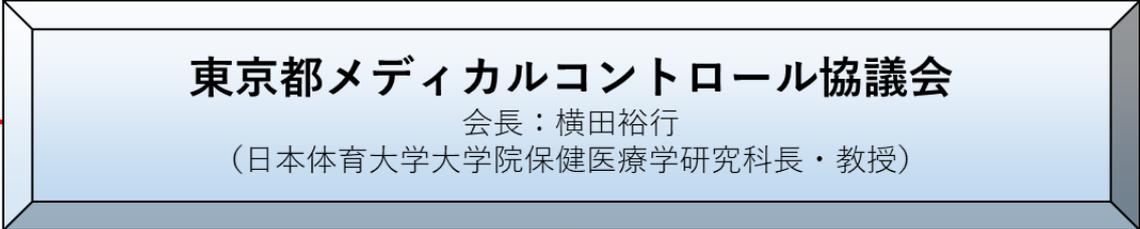


消防本部に勤務する救急救命士を想定

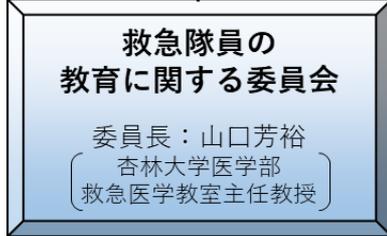
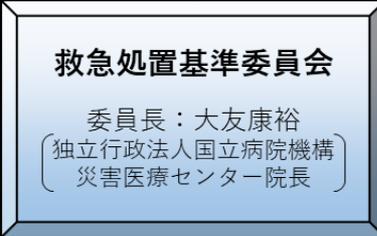
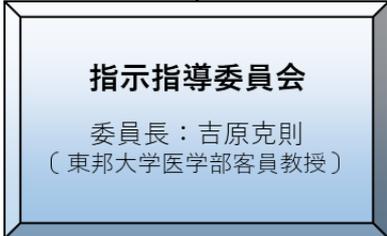
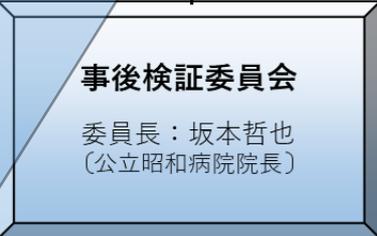
都MC協議会に新たな業務が追加

病院に勤務する救急救命士に対する東京都MC協議会の取り組み

新たな専門委員会の設置(要綱改正)

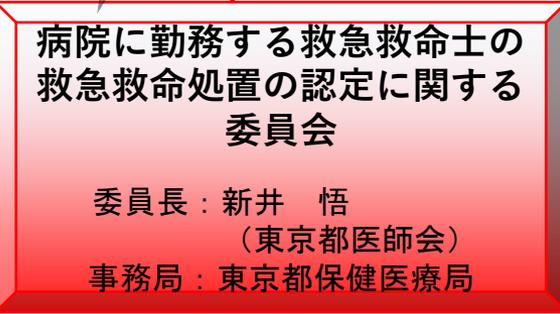


第1回委員会開催に向けて日程調整中



委員会の庶務は都保健医療局

委員会の庶務は東京消防庁



病院に勤務する救急救命士の救急救命処置の認定に関する委員会構成

- 東京都医師会
- 救急医療、救急救命士教育に精通した医師
- 法律の専門知識を有し、救急分野に精通した者
- 東京都総務局
- 東京都保健医療局
- 東京消防庁

東京都保健医療局HP

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/medicalcontrol.html>

東京都メディカルコントロール協議会

東京都メディカルコントロール協議会

※ 東京消防庁ホームページへ移動します。

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定について

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置に係る認定体制について、令和5年3月開催の第23回東京都メディカルコントロール協議会において審議され、医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する委員会の設置が承認されました。

については、医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する申請について、下記のとおりご案内いたします。

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置認定に関する申請について

※第1回の委員会（8月中に開催予定）にて認定要領及び申請様式が正式に決定されます。

そのため、掲載の内容に変更が生じる場合がございます。

その際は、申請をいただいた方へ個別にご連絡させていただきますとともに、

当ページを更新いたしますので、予めご了承ください。

1 認定を要する救急救命処置

- (1) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する**気管内チューブによる気道確保**
- (2) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する**ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保**
- (3) 心臓機能停止の状態にある患者に対する**薬剤（エピネフリン）投与**
- (4) **心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与**

救急・災害医療

- 災害時の小児周産期医療体制について
- 東京都の循環器病対策
- 令和元年度 救急医療体制の現況調べ
- 東京都救急搬送患者受入体制強化事業について
- 高齢者施設における救急対応マニュアル作成のためのガイドライン
- 東京都救急医等専門研修（精神身体合併症）事業
- 救急医療対策協議会
- 日本救急医療財団全国AEDマップ
- 自動体外式除細動器（AED）の設置等について
- 救急医療の普及・啓発に向けた取組
- 東京都における救急医療体制
- 休日・全夜間診療事業
- 救急病院・救急診療所（救急医療機関）
- 救急医療の東京ルール
- 東京都が主催する大規模イベ

東京都保健医療局HP

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/medicalcontrol.html>

3 認定申請手続

認定を受けようとする救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、次の書類を下記事務局に提出することにより申請する。

- (1) 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書
- (2) 救急救命士免許証の写し
- (3) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証（任意様式）
- (4) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習カリキュラム（任意様式） ※注

※注 認定を必要とする救急救命処置実施に係る講習及び実習に際しては、厚生労働省通知等に則ったカリキュラム、内容とすること

 [認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書（Excel：12KB）](#) 

4 受付・審議

- (1) 申請は、電子メールまたは郵送にて随時受け付けます。
- (2) 四半期最終月15日までに受理したものを、翌月の委員会にて審議を経ることとします。初回については、9月15日までに受理したものを10月の委員会にて審議を経て認定する予定です。

申請時期と審議時期について

申請受理時期	委員会実施時期
令和5年 9月15日（金曜日）	令和5年 10月頃
令和5年 12月15日（金曜日）	令和6年 1月頃
令和6年 3月15日（金曜日）	令和6年 4月頃
令和6年 6月14日（金曜日）	令和6年 7月頃

認定申請書

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/medicalcontrol.html>

認定を要する救急救命処置に係る認定申請書

年 月 日

東京都メディカルコントロール協議会長 殿

所属施設
管理者職・氏名

下記のとおり、下記救急救命士の認定を要する救急救命処置の実施に係る認定を申請します。

1 対象者氏名			
2 生年月日	年 月 日 (満 歳)		
3 免許証番号	第 1 第 回試験 第 号 (年 月 日)		
4 認定申請をする救急救命処置 ※認定申請を行うものに○をつけること。	(1)		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対する気管内チューブによる気道確保
	(2)		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある患者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
	(3)		心臓機能停止の状態にある患者に対する薬剤（エピネフリン）投与
	(4)		心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

※添付書類

- 1 救急救命士免許証の写し
- 2 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習の修了証
- 3 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習カリキュラム
- 4 その他関係資料

認定申請までの医療機関内での手順

救急救命士を雇用する各病院の管理者は、救急救命士が行う救急救命処置の質を担保するため、

厚労省通知やガイドラインを参考に以下の体制を整備

○ 救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会の設置

救急救命士が行う救急救命処置の質の担保

○ 救急救命処置に関する規程の整備

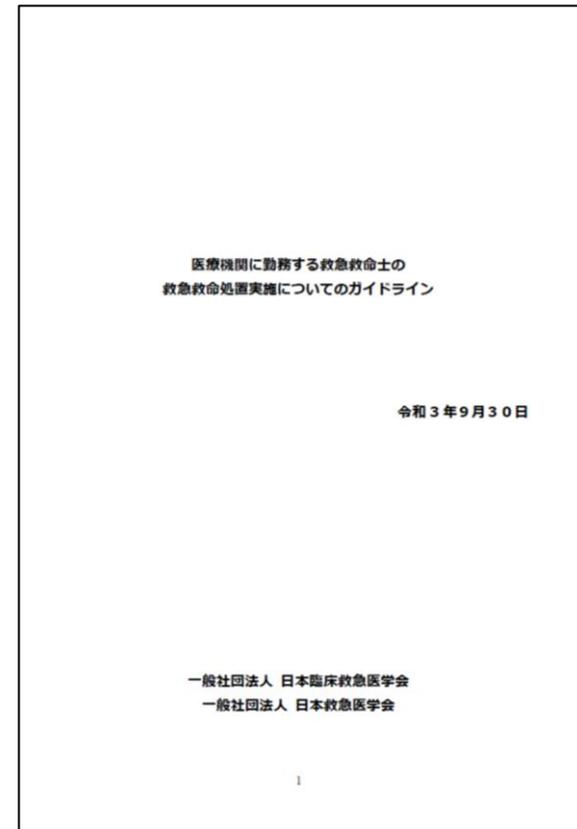
救急救命士が行う救急救命処置や指示医師などの体制を規定

○ 院内研修の運用に関する規程等の整備

チーム医療に関する事項、医療安全に関する事項、院内感染対策に関する事項など研修内容のほか、実施状況の管理記録などの体制を整備

○ 救急救命処置の検証

救急救命士が行う救急救命処置について、救急救命処置録など救急救命処置の実施状況の管理・検証・規定や院内研修の見直しなどの体制を整備
～ ガイドラインを参考に作成 ～



病院に勤務する救急救命士に対する東京都MC協議会の取り組み

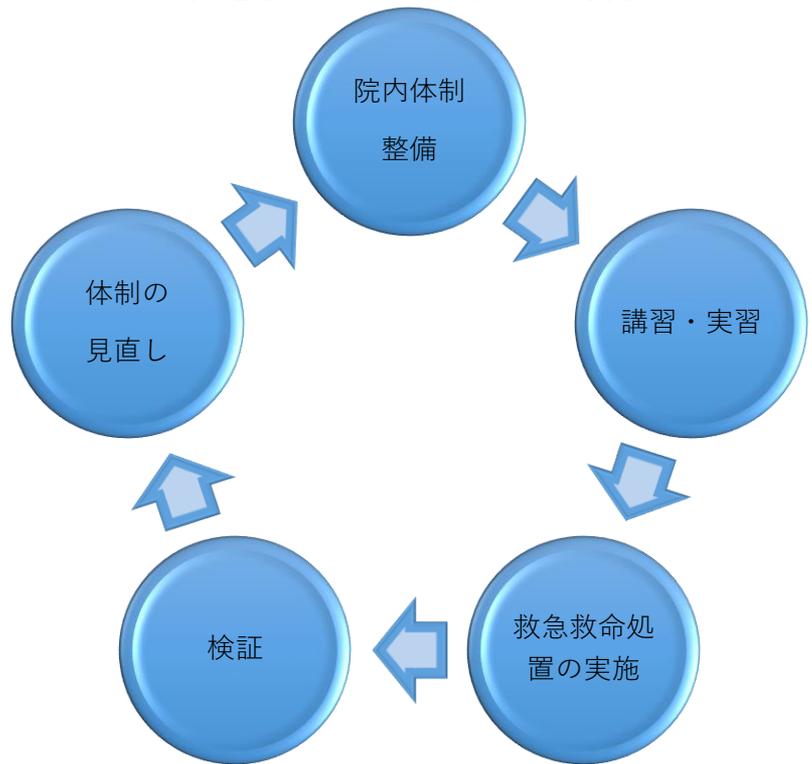
認定までの流れイメージ(院内研修の実施と認定申請)

認定を受けようとする救急救命士を雇用する各病院の管理者は、院内研修修了後

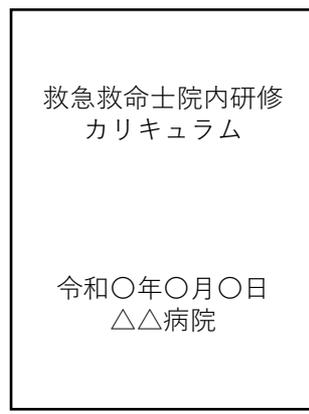
- ・ 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書(第1号様式)
- ・ 認定を受けようとする救急救命士個人の救急救命士免許証の写し
- ・ 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証(任意様式)
- ・ 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習及び実習カリキュラム(任意様式)

などをとりまとめ、「東京都MC協議会：病院に勤務する救急救命士の救急救命処置の認定に関する委員会（事務局：東京都保健医療局）」に申請

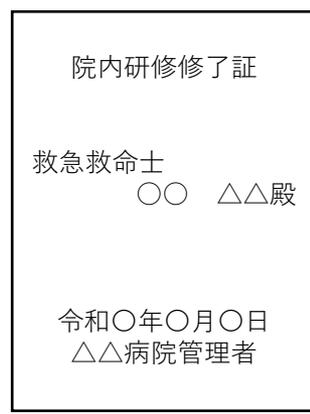
《救急救命士が勤務する病院》



認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書(第1号様式)



院内研修カリキュラム
研修修了証
(任意様式)



ほか救急救命士免許の写しなど・・・

今後の課題

《課題》 都道府県間の調整

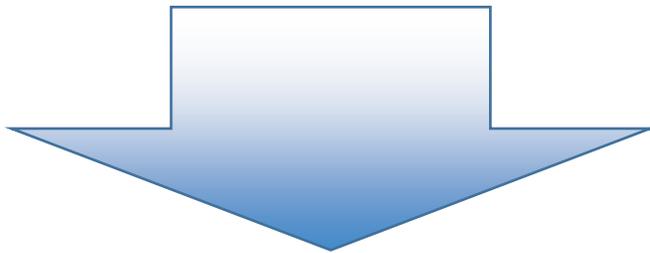
認定救命士が、都道府県を越えて勤務先が変更となった場合の調整は？

《課題》 病院に勤務する救急救命士が行う処置の質の担保

各医療機関の責任において担保するものであるが、認定行為との整合は？

《課題》 その他運用開始後の諸課題への対応

都道府県単位で解決できない課題が生じた場合の対応は？



これらについて、全国的基準作成のための議論が早急に必要

ま と め

- 救急救命士法の改正により医療機関内で救急救命処置を行う救急救命士が、当該都道府県MC協議会で認定が必要な救急救命処置について解説した。
- 東京都MC協議会における上記の取り組みについて紹介した。
- 各都道府県MC協議会での上記認定に関しては、全国的な議論を行い一定の基準を早急に作成すべき課題がある。